

F 0・8・3

平成28年8月17日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市監査委員 八木智明

同 坪井廣行

同 加藤明德

同 寺田弘子

平成27年度決算に基づく資金不足比率の審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

以上

平成27年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成28年7月5日から平成28年8月8日まで

3 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率は各会計とも経営健全化基準内となっており、引き続き経営の健全化に努められたい。

資金不足比率

(単位: %)

区 分	平成27年度	平成26年度	経営健全化基準
下水道事業会計			20
簡易水道事業特別会計			20

(注) 資金不足額がない場合は「 」を表示。